

**神戸空港国際化に伴う地場産業海外展開支援事業
業務委託先企画提案 募集要項**

国内需要が減少する中、主要産地の販売額は減少傾向にあるため、産地組合等が海外需要を開拓していくことが必要である。兵庫県の地場産業の持続的な発展を図るため、神戸空港国際化を契機とした産地組合等の海外展開支援事業を実施する。

実施にあたっては、事業者の自由な発想やノウハウを取り入れ、効率的かつ効果的な運営を確保するため、企画提案コンペを実施することとし、受託希望事業者を募集する。

1 業務の内容

項 目	内 容
事業名	神戸空港国際化に伴う地場産業海外展開支援事業
事業の趣旨	兵庫県の地場産業の持続的な発展を図るため、神戸空港国際化を契機とした産地組合等の海外展開支援事業を実施する。
業務内容	別紙「神戸空港国際化に伴う地場産業海外展開支援事業 業務委託仕様書」のとおり
委託期間	委託契約締結の日 ～ 令和8年3月31日
委託金額（上限）	7,500,000円（消費税及び地方消費税含む）
提案募集のポイント	以下の提案について、重点的に審査を行う。 ①産地組合等への支援内容（海外での現地販売会等への出展に必要な支援がなされているか） ②運営体制（実施時期を踏まえた実施方法の工夫、会場レイアウト、海外での現地販売会等への出展プロモーション内容など）

2 応募要領

（1）応募資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 事業を適切に遂行するに足る能力を有する法人（※）であること。
- ② 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ⑥ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者でないこと。
- ⑦ 国、県又は市町からの出資、出えんを受けている団体でないこと。
- ⑧ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

※ 「事業を適切に遂行するに足る能力を有する」とは、個々に判断することになるが、少なくとも以下の要件を満たしていること。

- ・ 応募時から常時雇用者がいること。
- ・ 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- ・ 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労務関係帳簿類を整備していること。
- ・ 社会保険、雇用保険、労災保険等について、法令に基づき、適正に手続きがなされていること。
- ・ その他、事業の実施にあたり、県との打合せ等に適切に対応できる体制が整っていること。

(2) 審査について

① 審査方法

提出された書類を基に、県地域産業立地課を事務局とする審査会において内容を審査し、委託先としてふさわしい者を委託先候補として選定する。なお、必要に応じてヒアリング等を行う場合がある。

② 審査基準

「事業の遂行能力」(業務執行体制、事業運営実績)

「企画力」(セミナープログラム内容、現地販売会等への出展及びプロモーション内容、専門性の確保)

「事業の運営体制」(運営体制)

を中心に審査を行う。

なお、従来の実施手法にとらわれない柔軟な発想を期待する。

③ その他

- ・ 審査結果は、応募者全員に対して文書で通知する。
- ・ 委託先候補として選定された者は、県と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会の審査を踏まえた協議を行った上で、提案内容の一部修正を求める場合がある。

(3) 提出様式等

① 企画提案申込書(様式1)

② 事業計画書(様式2)

③ 事業実施に必要な許認可等を証する書類(提案内容による)

④ 県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類(下記ア、イ)

※提出の日において発行から3か月以内のもの

※県の入札参加資格を有している場合は不要

ア 県税に滞納のない証明:「納税証明書(3)」(兵庫県内の県税事務所が発行)

※公益法人等又は県内に事務所・事業所を有しない事業者で本県での課税実績がない場合は、納税証明書(3)の添付に代えて誓約書(別添様式)を提出すること。

イ 消費税又は地方消費税に滞納のない証明:「納税証明書 その3の3」(本店所

在地を所管する税務署が発行)

⑤ その他、県から個別に提出を求められた書類

(4) 企画書等提出期限

令和7年9月10日(水) 17:00 必着(持参または郵送)

上記(3)で定められた様式を7部提出のこと(正本1部 副本6部)

持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く 9:00~12:00 及び 13:00~17:00

(5) 企画提案申込書等提出・連絡先(事務局)

兵庫県産業労働部地域産業立地課産地皮革班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL 078-362-3331 FAX 078-362-3801

E-mail chiikisangyorichi@pref.hyogo.lg.jp

(6) 質問の受付及び回答

本コンペに関する質問は、「質問書」(様式3)により提出すること。

① 受付期間

令和7年8月22日(金)から8月29日(金) 17:00 まで

② 提出方法

電子メールにより事務局へ提出(E-mail:chiikisangyorichi@pref.hyogo.lg.jp)

③ 留意事項

件名に「神戸空港国際化に伴う地場産業海外展開支援事業に関する質問書」と記載すること。

④ 質問に対する回答

令和7年9月2日(火)までに、全ての質問者に同一の回答をメールで送付するとともに、県のホームページに回答を掲載する。

(7) 契約条件

① 契約形態

委託契約とする。

② 契約限度額(消費税及び地方消費税含む)

7,500,000 円

③ 契約保証金

兵庫県財務規則第100条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。

ただし、以下の場合には全部又は一部を免除する。

- ・ 保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出する場合
- ・ 過去2年間に国(公社・公団を含む。)、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

④ 委託費の支払条件

原則、実績確認に基づく精算払いとする。

⑤ 委託金額の変更

事情の変化等により、委託契約の内容どおりの事業執行ができない場合は、県との協議の上で、事業計画を見直し、変更契約の締結を求める場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

⑥ 業務の適正な実施に関する事項

- ・受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。
- ・受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理しなければならない。